

## 令和 3 年度の重点的協議事項の選定について

## 1 これまでの経緯

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会では、平成 9 年度以来、時宜に応じたテーマを定め、年間を通じて重点的に協議を行い、児童福祉の観点から有害と思われる社会環境への対応を図ってきた。〈別表参照〉

## 2 令和 3 年度の重点的協議事項（案）

重点的協議事項	選定理由
<p>「神奈川県青少年保護育成条例」の見直しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県では、県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組みを整えており、県民の権利を制限し、又は義務を課す規定などを含む条例で特に必要があると認めるものについては、見直し規定を附則に設け、必要性、有効性などの視点から原則 5 年ごとに見直すこととなっている。</li> <li>○ 青少年保護育成条例は今年度が見直し時期に当たるが、前回平成 28 年度の見直し以降これまで、携帯電話等のフィルタリングの強化、無店舗型 JK ビジネス、自画撮り被害防止などに係る条例改正を重ねてきた。</li> <li>○ 社会生活全般に大きな変化と日常生活の中に新しい生活様式に切り替えるような動きをもたらし、青少年の健全な育成をすすめるための取組の実施に当たっても影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、今なお終息を迎えてない中で見直しを迎えることとなるが、条例の適時性確保のため、青少年の健全育成に係る有識者の幅広い知見を賜りたく、協議をお願いするものである。</li> </ul>

＜別表＞児童福祉審議会社会環境部会における過去の重点的協議事項

年度	重点的協議事項	対応状況
H20	インターネットが青少年に与える弊害と対策について	携帯電話事業者と協働したフィルタリング設定に関する啓発実施（平成21年度実施）など
H21 ） H22	「神奈川県青少年保護育成条例」の見直しについて	「神奈川県青少年保護育成条例」の一部改正など
H23 ） H24	「改正神奈川県青少年保護育成条例」の施行に伴う実効性の確保について	「神奈川県青少年保護育成条例施行規則」等の一部改正による新種の個室営業への対応 薬物関係図書類の有害図書類指定 など
H25	青少年のインターネットの適切な利用に関する普及啓発の推進について	家庭のルールづくり等を推進するための啓発資料の作成・配布、メーリングリストの整備、フォーラムの開催 など
H26	青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業への対応について	早期情報把握に関する取組、他都道府県と連携した広域的な取組、青少年及び保護者に対する周知啓発 など
H27	青少年の健全育成をめぐる今日的な課題と今後の方向性について	保護者向け条例啓発資料の改善の取組、「かながわ青少年育成・支援指針」改定に向けた検討 など
H28	神奈川県青少年保護育成条例の見直しについて	青少年の健全育成を阻害するおそれのある新たな営業であるJKビジネス対策について条例の改正を検討 など
H29	JKビジネス対策にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正について	「条例見直し」を踏まえ、JKビジネス対策にかかる条例改正の検討 など
H30	青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について	現状踏まえた効果的な周知啓発のあり方の検討、自画撮り被害防止対策の検討 など
R 1	青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について（継続）	現状踏まえた効果的な周知啓発のあり方の検討、自画撮り被害防止対策の検討 など
R 2	青少年を取り巻く社会環境の課題と健全育成をすすめるための方策について	条例全般についての見直しを見据えた今日的な課題の洗い出しと整理 など

